

いばらき青少年・若者応援プラン (第3次)

令和4年4月
茨城県

目次

第1章	計画の概要	P1
第2章	計画の基本方針	P3
第3章	青少年育成施策の推進	P5
重点目標1	全ての子ども・若者の健やかな育成	P5
重点目標2	困難を有する子ども・若者やその家族の支援	P6
重点目標3	創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援	P9
重点目標4	子ども・若者の成長のための社会環境の整備	P11
重点目標5	子ども・若者の成長を支える担い手の養成・支援	P13
第4章	計画の推進	P15
第5章	いばらき子供若者インデックスボード	P17

第1章

計画の概要

1 計画策定の趣旨

青少年・若者は次代の社会に大きく関わる希望であり、青少年が夢と希望を持って心身ともに健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ自立した個人として自己を確立すること、そして若者が社会における役割を担い、情熱を持って、その使命を果たしていくことは、私たち県民すべての変わらぬ願いです。

県では、「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」（平成 22 年 4 月施行）のほか、「いばらき青少年・若者プラン」（第 1 次計画：平成 23 年度～平成 27 年度、第 2 次計画：平成 28 年度～令和 3 年度）に基づき、県民・事業者・各青少年育成団体との連携・協力のもと、青少年や若者の健やかな成長と自立を支援してまいりました。

しかしながら、青少年や若者の現状を見ると、いじめや不登校、SNS に起因した犯罪被害やトラブルの増加、有害情報の氾濫、ひきこもり、貧困、虐待など、課題は深刻化、多様化しています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、青少年は新しい生活様式による、これまでになかった制限や気遣いが求められ、大きな負担となっているところ です。

このような困難な状況においても、青少年がたくましく、健やかに成長できるよう、令和 4 年度からの指針となる新たな基本計画を策定いたします。

2 計画の性格・位置づけ

- (1) 「茨城県青少年の健全育成等に関する条例（以下「条例」という。）」第10条に基づき、青少年の健全な育成と若者の活動の支援に関する基本計画です。
- (2) 茨城県総合計画の重点目標を達成するための部門計画です。
- (3) 「子ども・若者育成支援推進法（以下「子若法」という。）」第9条第1項に規定される「都道府県子ども・若者計画」に該当する計画です。

3 計画期間

令和4年度（2022年度）から令和7年度（2025年度）までの4年間とします。

4 対象とする青少年・若者の範囲と計画の対象者

この計画における青少年・若者の範囲は、0歳からおおむね30歳未満とします。

- 青少年 0歳～おおむね18歳
- 若者 おおむね18歳～おおむね30歳

また、この計画では「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」にならい、「青少年」、「若者」という用語を使用しますが、この計画の対象となる呼称・年齢区分は法令等により様々であることから、施策により「子ども」「児童生徒」「少年」等の用語を併用します。

第2章

計画の基本方針

1 基本理念

県総合計画は、「活力があり、県民が日本一幸せな県」を目標に、新しい茨城づくりへと取り組む県政の基本方針です。この目標を達成するには、茨城に生きる青少年・若者が、活力にあふれ、日本一幸せだと感じられなければなりません。

このため、本計画では、「活力があり、青少年・若者が日本一幸せな県」を目標に取り組んでまいります。

2 重点目標

子若法第9条第1項^(※)で、都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱（以下「大綱」という。）を勘案して計画を作成するよう努めるとされています。

国は、令和3年4月に、第3次となる大綱（子供・若者育成支援推進大綱（子ども・若者育成支援推進本部））を定めたところです。

今回の大綱では子供・若者育成支援の基本的な5つの方針が示されました。

本計画では、重点目標を国の方針と等しくし、県総合計画で示す取り組みとリンクさせることで、分野の垣根にとらわれないチルドレンファーストの取り組みを目指していきます。

※基本的な方針（第3次大綱）

①全ての子供・若者の健やかな育成

全ての子供・若者が、かけがえのない幼年・若年期を健やかに過ごすことができ、かつ人生100年時代、絶え間ない変化の時代を幸せ（Well-being）に、自立して生き抜く基盤を形成できるよう、育成する。

②困難を有する子供・若者やその家族の支援

困難を有する子供・若者が、速やかに困難な状態から脱し、あるいは困難な状況を軽減・コントロールしつつ成長・活躍していけるよう、家族を含め、誰ひとり取り残さず、かつ非常時にも途切れることなく支援する。

③創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

子供、若者が、一人一人異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り拓けるよう、応援する。

④子供・若者の成長のための社会環境の整備

家庭、学校、地域等が、子供・若者の成長の場として、安心・安全な居場所として、Well-beingの観点からより良い環境となるよう、社会全体、地域全体で子供・若者を育てる機運を高め、ネットワークを整え、活動を促進する。

⑤子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援

教育・心理・福祉等の専門人材から、地域の身近な大人、ひいては当事者たる子ども・若者自身に至るまで、多様な担い手を養成・確保するとともに、それぞれの連携・協働の下、持続的な活躍が可能となるよう、支援する。

※ 子若法第9条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

第3章

青少年育成施策の推進

重点目標 1 全ての子ども・若者の健やかな育成

全ての子ども・若者が、かけがえのない幼年・若年期を健やかに過ごすことができ、かつ人生100年時代、絶え間ない変化の時代を幸せ（Well-being）に、自立して生き抜く基盤を形成できるよう、育成します。

【現状と課題】

- 人の命を大切にする心や思いやりの心、お互いを尊重する態度、社会生活を送るうえでのコミュニケーション能力、規範意識等の社会性を育む取組の推進が重要です。
- 変化の激しい時代を生きていくためには、将来の夢や目標をしっかりと持ちながら、確かな知識・技能の習得と合わせて、これらを適切に活用する力を身に付けていくことが必要です。
- 健やかな体は、健康な生活を営むうえで基礎となるもので、意欲や気力など精神面の充実にも深く関わっていることから、青少年の豊かな人間性を育み、健全な発達を促すためには、まず土台となる体作りとともに体力の保持・増進に対する取組が重要です。
- 一時的な幸せの感情ではなく、身体的・精神的・社会的に良好な状態を意味するWell-beingの概念が注目されています。青少年の自己肯定感・自尊感情は、年齢が上がるに従い低くなっていきます。また、国際的に比較しても、日本の青少年・若者の自己肯定感は低い傾向にあります。

- 令和4年4月から成人年齢が18歳に引き下げられることから、これまで以上に政治や社会について関心を持ち、社会とのかかわり方について考える主体性を育成することが求められています。

【主な取組】

ア 地域・家庭と連携した確かな学力の確立

子どもたち一人ひとりの基礎的・基本的な知識・技能の定着のため、保幼小中高の学校段階間の円滑な接続を推進するとともに、家庭や地域と連携した取組を推進します。

イ 豊かな心の育成

児童生徒の豊かな心を育成するため、発達の段階に即し、子ども達が関わりの中で学ぶことのできる多様な方法による授業を、小学校から高校まで体系的、継続的に実施します。

ウ 健やかな体の育成

健やかな体を育むため、運動やスポーツ活動に親しむことなどを推進するとともに、子どもたちの栄養や食事に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図る食育を推進します。

エ 健康教育の推進と性に関する指導の充実

エイズ・性感染症やがん、薬物、デートDV等に関する正しい知識の習得のため、児童生徒を対象とした講演会や各種防止教室を開催するなど、健康教育を推進します。

オ 主体的・対話的で深い学びの推進

子どもたちが生涯にわたって能動的に学び続けられるようにするため、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指し、ICTや外部人材を効果的に活用した授業改善等を推進します。

重点目標 2 困難を有する子ども・若者やその家族の支援

困難を有する子ども・若者が、速やかに困難な状態から脱し、あるいは困難な状況を軽減・コントロールしつつ成長・活躍していけるよう、家族を含め、誰ひとり取り残さず、かつ非常時においても途切れることなく支援します。

【現状と課題】

○ 長引くコロナ禍により、子どもたちが学びや体験、人との関わりの機会に制限を受け、我慢を強いられる日々が続いています。保護者の就労や働き方など家庭環境の変化、行事の中止・延期、レジャー自粛などにより、ストレスや困難を抱える子どもが増えており、長期化による影響が懸念されています。

○ 不登校児童生徒や児童虐待、いじめや貧困など、困難を有する青少年・若者が増加しています。子どもたちは、子どもの権利条約により大人と同様、ひとりの人間としての人権（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）が認められています。

子どもの権利を尊重し、子どもたちが助けを求められる機会や場所が提供されるよう喫緊の対応が求められています。

○ ヤングケアラー（本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども）は、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことから、教育や人格形成への影響が懸念されます。また、本人が当事者であると気付いていない場合もあることから、関係機関はヤングケアラーについての理解を深めるとともに、支援の必要性の早期の把握に努める必要があります。

○ 子ども・若者の不登校、自殺などが、コロナ禍でさらに増加しており、孤独・孤立の問題がより一層深刻な社会問題となっています。国においても、令和3年2月に孤独・孤立対策担当大臣を置き、孤独・孤立対策担当室を立ち上げるなど、取り組みが始まっています。

本県においても、若年層を中心にコミュニケーション手段として広く普及している SNS を活用した相談や、相談機関が外向いていくアウトリーチ型の支援など、孤独・孤立対策の充実が求められています。

- 困難を抱える青少年や若者を支援するにあたっては、本人だけでなく、家族などの周囲の人に対してアプローチし、支援する必要がある、家族等に対する支援を拡充する必要があります。

- 青少年の抱える問題は、成績や進路、部活動等の学校に関する問題をはじめ、友人関係や異性関係、家庭問題等、一人ひとり異なる悩みやストレスがあります。
青少年や若者が成長し、自立するまでも見通した支援を行うためには、教育、医療、福祉、就労等の各分野の関係機関や団体のネットワークを強化し、支援体制を整えることが重要です。

- 非行傾向のある青少年には、立ち直ることを志しても、悩みを相談する適切な相手がない、安心してすごせる居場所がないなど、その機会に恵まれず、孤立する中で非行を重ねてしまう場合があります、心的ケアやサポートによる問題行動防止など、再犯防止のための支援体制が必要とされています。

【主な取組】

ア 地域の教育力の向上と少年非行への対応

青少年の健全育成のため、地域の教育力向上等の取組や、警察と学校との連絡制度を始めとした関係機関・団体との連携により、非行防止や立ち直り支援に取り組みます。

イ 不登校、引きこもり等の青少年・若者への自立支援

児童生徒の不登校や、ひきこもり、いじめ等に対する未然防止と適切な対応・支援を行うため、関係機関等との連携強化及び総合的・継続的な相談体制の充実に取り組みます。

ウ 児童虐待事案の早期発見と未然防止

児童の虐待又はその疑いがある事案の早期発見・早期対応のため、相談体制の充実を図るとともに、児童相談所全国共通ダイヤル189等の相談・通報窓口の周知等に取り組みます。

エ 児童虐待事案への対応

児童虐待事案の被害及びその拡大を防止するため、関係機関が緊密に連携し、虐

待事案等の早期発見に努めるとともに、被害を受けた児童の安全確保に取り組みます。

オ 里親による養育の推進

社会全体で子どもを育むため、里親の発掘や育成、児童と里親のマッチング、アフターケアを担う民間機関の一貫した支援を通じて、要保護児童のより家庭的な環境での養育を推進します。

カ 子どもの権利の尊重と貧困対策

子どもの権利が守られ、その将来が生育環境に左右されることのないよう、教育支援、生活支援、就労支援及び経済的支援や居場所の提供に重点的に取り組みます。

キ ヤングケアラー支援

ヤングケアラーを支援するため、対象者を早期に発見し、教育の機会の確保など、適切な対応に努めるとともに、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立を図ります。

ク 自殺対策

生きることを包括的に支援する自殺対策を推進するため、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係団体が連携を図り、悩みを抱える方への支援の充実に取り組みます。

ケ いじめ対策

いじめ等の未然防止、早期発見及び早期解決のため、スクールカウンセラー等の相談体制を充実させるほか、教科指導と生徒指導の視点を重視した授業づくりに取り組みます。

重点目標 3 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

子ども・若者が、一人ひとり異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り拓いていけるよう、応援します。

【現状と課題】

- 人口減少や超高齢化、デジタル技術の劇的な進歩など、世界は前例主義が通用しない、予測困難な「非連続の時代」を迎えています。こうした時代の変化に的確に対応し、これからの茨城をさらに切り拓いていくためには、これまでの常識にとらわれず、新たな発想で果敢に挑戦していく人財が求められています。
- グローバル化が進展し、様々な価値観や異なる文化的バックグラウンドを持つ人々と交流・協働することができる人財を育成する必要があります。
- 今後、新しい時代に的確かつ迅速に対応し、地域で活躍する人財の育成が求められています。特に、自分の意見や主張をきちんと伝え、人々と協働する能力や国際感覚、郷土を愛する心を身に付けることが重要です。
- 活力ある地域には若者の力が不可欠ですが、地域活動に参加する青少年の割合は、年齢が上がるに従い低下しており、その原因として、自身が多忙であることや、活動についての情報不足があげられています。

【主な取組】

ア グローバル人財の育成

グローバル人財に必要な思考力やリーダーシップなどを育成するため、意欲ある中高生にトップレベルの英会話学習や世界で活躍する人財との交流プログラム等を提供します。

イ 国際感覚の育成

異文化を理解し、広い視野をもった人財を育成するため、学校の授業等に県内在住の外国人講師等を派遣し、諸外国の文化等を紹介してもらうなどの国際理解教育を推進します。

ウ 高度情報社会を担う人財の育成

高度情報社会を担う人財を育成するため、全国トップレベルのプログラミング能力を持つ中高生の育成、多くの高校生がプログラミングに興味を持てる学習機会を提供します。

エ 科学技術を担う人財の育成

科学技術を担う人財を育成するため、小中学校における探究的な活動を重視した理数教育や高等学校においては「スーパーサイエンスハイスクール」指定校の活動を推進します。

オ キャリア教育、体験活動の推進

中高生の職業観やアントレプレナーシップ^(※)を醸成するため、体験的な学習の機会や成果を発表する場の提供等により、キャリア教育を推進します。

(※起業家精神、高い創造意欲を持ち、リスクに対して挑戦できる力)

カ 郷土愛の醸成

子どもたちが茨城県民であることに誇りを持ち、郷土を愛する心を育成するため、本県の良さを再発見し、郷土の歴史を学び、伝統と文化を尊重できる取組を推進します。

重点目標4 子ども・若者の成長のための社会環境の整備

家庭、学校、地域等が、子ども・若者の成長の場として、安心・安全な居場所として、Well-beingの観点からより良い環境となるよう、社会全体、地域全体で子ども・若者を育てる機運を高め、ネットワークを整え、活動を促進します。

【現状と課題】

- すべての家庭が、安心して子どもを産み、育てることができるよう保育サービスや子育て支援等の充実を図る必要があります。
- 生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期(0～3歳まで)は、子どもの心身の発達にとって大変重要な時期です。一方、家族構造の変化や地域のつながりの希薄化などにより、乳幼児と接する機会が少ないまま親になることが多く、親としての学びを支援したり、孤立を防ぐなど、家庭の教育力を向上させる必要があります。
- 家庭、学校、地域が連携し、それぞれの役割と責任を果たしながら共に育てる仕組みが求められています。地域住民や保護者の代表が、委員として学校運営に加わるコミュニティ・スクールの取り組みもその一例です。

- スマートフォン、携帯ゲーム機等のインターネット接続機器が急速に青少年に普及・浸透し、無線LAN等の接続環境も急速に拡大しています。青少年を取り巻くインターネット利用環境は大きく変化しており、インターネットの不適切な利用から、青少年が被害者または加害者としてトラブルに巻き込まれる事案が発生しています。

- 青少年の健全な育成を阻害する行為を規制することや、インターネットの利用におけるフィルタリング利用の普及啓発等、法令や条例の適正な運用・普及啓発に努めることが重要です。特に、乳幼児のスマートフォンの使用率が高くなっていること、小学生のフィルタリング率に伸び悩みが見られることから、保護者を対象とした理解促進に一層取り組む必要があります。

【主な取組】

ア 安心して子育てできる環境づくり

安心して子育てできる環境づくりのため、子育て支援拠点づくりや病児・病後児保育等を推進するほか、医療費助成制度（マル福）等により、経済的負担の軽減に取り組めます。

イ 就学前教育・家庭教育の推進

就学前教育・家庭教育を推進するため、幼児教育と小学校教育の連携・接続の中心となる人材育成、訪問型の家庭教育支援等に取り組めます。

ウ 情報モラル教育の充実

青少年・保護者の情報モラルを向上させるため、インターネットの安全な使い方を学ぶ講座の開催や家庭でのルールづくり、フィルタリングなどの有害情報対策を推進します。

エ 交通安全教育

交通の秩序を確立し、安全で円滑な交通環境を実現するため、安全教育や広報・啓発活動に取り組むとともに、悪質・危険な違反に重点を置いた交通指導取締りを推進します。

オ 安全な交通環境の整備

自動車や自転車及び歩行者の安全な交通を確保するため、関係機関の連携による安全点検、信号機等の整備、計画的な道路の舗装修繕・除草に取り組みます。

カ 防犯対策

犯罪の起きにくい社会をつくるため、県民の防犯意識の高揚と地域の防犯活動の活性化を推進するとともに、街頭防犯カメラ等の防犯インフラの整備を促進します。

キ 性犯罪などの犯罪被害者支援

ストーカー・DV事案、性犯罪等への的確な対処及び犯罪被害者やその家族等への適切な支援を行うため、相談しやすい環境の整備など、支援体制づくりを推進します。

重点目標5 子ども・若者の成長を支える担い手の養成・支援

教育・心理・福祉等の専門人材から、地域の身近な大人、ひいては当事者たる子ども・若者自身に至るまで、多様な担い手を養成・確保するとともに、それぞれの連携・協働の下、持続的な活躍が可能となるよう、支援します。

【現状と課題】

- 近年、若者人口が減少傾向にあり、地域における人間関係の希薄化や若者自身が時間的、経済的余裕がないことなどから、若者の地域活動への関わりが以前より減少しています。
- 若者の地域活動に対する意識は「大事なことであるが、あまり参加したくない」と考える割合が高くなっています。一方で、災害等が発生した場合にボランティアに積極的に参加する若者や、既存の組織に属せず、比較的自由に社会貢献活動を行う若者の集まりなど、若者活動の活性化につながる新たな動きが見られます。
- 活力に満ちた地域社会の実現に向け、若者は重要な役割を担っていることから、若者の地域でのボランティア活動や社会貢献活動を支援するとともに、コーディネーターを育成し、若者同士や若者と支援者をつなぐネットワークづくりを促進する必要があります。

【主な取組】

ア 地域住民の参画を得た学習活動・体験活動支援

放課後の児童生徒の活動を支援するため、学校の余裕教室等を活用した放課後子供教室などを推進するとともに、地域住民の参画を得た学習活動や体験活動の支援に取り組めます。

イ ボランティアの養成

地域社会に貢献できる人財を育成するため、ボランティアを養成するとともに、県民の自主的・自発的な学びを促進し、地域社会に還元する取組を推進します。

ウ 福祉教育の充実

思いやりや助け合いの心を培うため、関係機関との連携を密にし、福祉教育の充実に努めるとともに、地域の高齢者や障害のある人との交流等を推進します。

エ 若者活動の支援

若者が地域課題の解決等に取り組むうえで必要な能力を習得する機会と場を提供するため、若者が主体的に取り組む地域活動やネットワークづくりを支援します。

第4章

計画の推進

この計画を実効性のあるものにするためには、家庭、地域、学校の緊密な連携のもとに、県民一人ひとりがそれぞれの立場で役割と責任を果たし、お互いに連携・協力しながら、積極的かつ主体的に青少年育成や若者の活動支援に取り組んでいく必要があります。

1 県の推進体制

- ・ 知事を本部長とし、県の各部局、教育委員会、警察本部により組織する茨城県青少年育成推進本部を中心に、全庁的な取組体制のもと、連絡調整を密にして計画を推進します。
- ・ 茨城県青少年健全育成審議会の意見を踏まえながら計画を推進するとともに、専門的な意見を施策等に反映するよう努めます。
- ・ 青少年育成に関する団体等で組織し、県民運動の推進母体となって活動している（公社）茨城県青少年育成協会やいばらき子ども見守りネットワーク等との連携を図り、施策の実施、県民運動や啓発活動等を推進します。
- ・ 青少年・若者の意見を反映するため、審議会等の委員構成に配慮するとともに、オンラインによる意見募集や対面での意見交換等の活動を推進します。

2 国、市町村との連携

- ・ 青少年・若者の生活基盤は身近な地域にあります。その地域の実情を踏まえ、住民に直結する施策を展開している市町村との情報交換を密にして、連携・協力のもと施策の推進を図ります。

- ・ 国との情報共有や情報交換等の連携・協力を図り、それぞれの立場で有効な支援施策を実施します。

3 企業や民間団体、大学等との連携

- ・ 青少年の育成・若者の活動支援にあたっては、行政機関と民間組織、大学や青少年育成団体等とが一体になった取組を進めていくことが重要です。
- ・ 社会全体で青少年の育成や若者の自立を支える地域づくりの重要性を踏まえ、企業や民間団体等の専門性や機動力を活かした活動や協働によるネットワークづくり等の取組が、積極的に展開されるよう連携・協力します。